

西宮市私立幼稚園預かり保育支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、西宮市内の私立幼稚園（認定こども園を除く。以下同じ。）を運営する学校法人、宗教法人又は個人（以下「学校法人等」という。）に対し、預かり保育事業の実施に要する経費の一部を補助することにより、家庭において必要な保育を受けることが困難な小学校就学前子どもが、教育・保育の機会を享受することを支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる要件を満たす私立幼稚園が実施する預かり保育事業（幼稚園型の一時預かりを含む。以下同じ。）を協力幼稚園A型という。

- (1) 西宮市内の私立幼稚園であること。
- (2) 学期中、長期休業中ともに、通常保育と預かり保育を合わせて、8時から17時まで以上の保育を実施していること。
- (3) 休園日は、原則土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日に加えて、春期は2日間、夏期は5日間、冬期は12月29日から翌年の1月3日までの日を除いて2日間程度であること。
- (4) 補助対象年度に入園する園児を募集する際、園児募集の開始日から10月末までの間、西宮市内の地域型保育事業所及び0～2歳児対象の保育所（以下「地域型保育事業所等」という。）の卒園児を対象に5人以上の枠を確保すること。

(協力幼稚園A型の対象児童)

第3条 協力幼稚園A型の対象児童は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 入園願書を提出する時に、地域型保育事業所等に在籍しており、当該年度末まで地域型保育事業所等に在籍していたこと。
- (2) 前条第4号の規定によって確保された枠で入園したこと。
- (3) 3歳児クラスから5歳児クラスまで（満3歳児クラスを除く。）に在籍していること。
- (4) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第30条の4第2号で定める要件を満たすとともに法第30条の5第1項の認定を受けていること。
- (5) その他、在籍している幼稚園が定める要件を満たしていること。

2 協力幼稚園A型に申し込みして入園を認められた児童が保育所及び認定こども園にも入所申し込みした場合には、その利用調整の際に利用調整基準表別表第1に基づき「現在児童が在籍している市内認可保育施設から卒園する場合」に合算される調整指数を合算しない。

3 協力幼稚園A型の対象児童が預かり保育を利用しながら通園する場合、預かり保育の利用に要する費用の一部を補助する。この場合における補助の手続等に関し必要な事項は、

別途要綱で定める。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、協力幼稚園A型の対象児童が補助対象年度初日に1人以上在籍している学校法人等（以下「補助対象者」という）とする。

(補助金の額)

第5条 補助対象者が交付を受けることができる補助金の額は、預かり保育に要する教職員の人件費（兵庫県等から補助金等を受けている経費を除く。以下「補助対象経費」という。）の範囲内で、協力幼稚園A型の対象児童が補助対象年度初日に1人以上15人以下在籍している場合は200万円、16人以上在籍している場合は400万円を上限とし、予算の範囲内で定めるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に対しその定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 補助対象年度初日に在園している協力幼稚園A型の対象児童の名簿
- (2) 補助対象経費予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査するとともに、必要に応じて行う調査等により、補助金の交付の適否を決定する。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、補助金の額、交付時期その他必要な事項を記載した補助金交付決定通知書により、交付しないことを決定したときは、その旨を記載した補助金不交付決定通知書により、当該申請者にその決定を通知する。

3 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(交付の時期)

第8条 補助金は、市長が必要と認めたときは、その全部又は一部を概算により交付することができる。

(交付の請求)

第9条 補助金の交付を受ける学校法人等は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金確定通知書の写し。ただし、前条の規定により概算による交付を受けようとするときは、補助金交付決定通知書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第10条 補助金の交付を受ける学校法人等は、市長が定める期日までに、補助事業の実績その他必要な事項を記載した補助事業実績報告書に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象年度初日に在園している協力幼稚園A型の対象児童の名簿
- (2) 補助対象経費決算書
- (3) 預かり保育に関する補助事業として補助金等を兵庫県等から受けている場合は、当該補助事業の対象外経費であることがわかる資料
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告書等の審査及び必要に応じて行う調査等により、補助事業の内容が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを審査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助金確定通知書により通知するものとする。

2 市長は、交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、確定額を超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第12条 補助金の交付等に関し、この要綱に定めのない事項については、補助金等の取り扱いに関する規則（昭和57年西宮市規則第81号）に定めるところによる。

付 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から実施する。ただし、第2条第4号の園児募集は事前に行うことができる。
- 2 この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、3年以内毎に見直しを行うものとする。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。